

中央三井アセットの

年金情報

- 厚生年金基金
- 確定給付企業年金
- 確定拠出年金
- 適格退職年金
- 公的年金
- その他

平成22年5月13日
中央三井アセット信託銀行株式会社
年金コンサルティング部

◆ 育児・介護休業法の改正に伴うDB規約の変更手続きについて ◆

厚生労働省から、平成22年6月30日付で施行される育児・介護休業法の改正に伴い、各地方厚生局宛に「育児・介護休業法の改正に伴う確定給付企業年金規約の変更手続きについて」を発信したとの連絡がありましたので、ご連絡致します。

当該発信文書の内容についてまとめておりますので、ご参照ください。
なお、詳細取扱いについては、確認でき次第別途ご案内致します。

【発信文書の内容】

▶ 当該法令改正に伴い、規約上の文言修正のみを行う場合

- ・手続きの種類：届出により規約変更を行うことが可能。
- ・遡及の可否：平成22年6月30日までに規約変更の手続きが完了できない場合には、当該変更の適用日を平成22年6月30日まで遡及することが可能。

▶ 当該法令改正に伴い、加入者期間・給付算定期間等の算定方法を変更する場合

(例：法令上新たに追加される介護休暇期間についても各算定期間から除外する旨規定する場合。)

- ・手続きの種類：承認申請により規約変更を行う必要がある。
- ・遡及の可否：給付の額の減額に該当しない場合(*)には、上記と同様、平成22年6月30日までに規約変更の手続きが完了できない場合に限り、当該変更の適用日を平成22年6月30日まで遡及することが可能。

(*)上記「例」において、新たに除外する期間の発生率を数理計算上織込まない場合も含まれます。

以上

